

## 第4回 計画策定等に関するワーキンググループ 議事概要

---

開催日時: 令和4年2月10日(金) 13:30~14:51

場 所: 地方分権改革推進室会議室(中央合同庁舎4号館8階)

出席者:

〔ワーキンググループ〕 勢一智子座長(司会)、足立泰美構成員、磯部哲構成員、大橋真由美構成員、金崎健太郎構成員、原田大樹構成員

〔政府〕 寺崎秀俊内閣府地方分権改革推進室長、吉添圭介内閣府地方分権改革推進室参事官、細田大造内閣府地方分権改革推進室参事官

議 題: 計画策定等における地方分権改革の推進に向けて(案)とりまとめ

---

(勢一座長) ただいまから「計画策定等に関するワーキンググループ」の第4回を開催する。

本日は、全ての構成員に御参加いただいている。

それでは、議事に入る。

議題「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて(案)とりまとめ」についてである。

まず、事務局から資料の説明をお願いする。

(細田参事官) 今回の取りまとめ案について、前回資料との変更点を中心に御説明させていただく。資料の1ページを御覧いただきたい。新たに「はじめに」として、これまでの検討の経緯を記載している。

2ページを御覧いただきたい。今回は作成中としていた「第1 計画策定等に関するこれまでの議論の経緯」を記載している。34行目に(1)「地方分権改革推進委員会勧告及びそれに基づく見直し」として、今回計画策定等の在り方を検討する上で、これまでの地方分権改革の主な流れを記載している。第2次勧告では、義務付け・枠付け規定の全体像を整理した上で、存置してよいかどうかのメルクマールを設定したこと、第3次勧告では、さらに計画等の策定の義務付け、内容の義務付け等について見直したこと、第1次及び第2次一括法等で義務規定の廃止や努力義務化等の措置が講じられたことなどを記載している。

6ページを御覧いただきたい。(2)として、第3次勧告以降における計画等の策定に関する法律の条項数の推移を記載している。129行目に、ここ10年間で計画等の策定に関する法律の条項数が約1.5倍に増加していること、7ページ、136行目から全国知事会での研究内容、151行目からは昨年の政府の骨太の方針の閣議決定において、市町村による計画の共同策定を可能とするとされ、必要な見直しが進められていることを記載している。

8ページを御覧いただきたい。(3)として、令和3年地方からの提案募集において計画策定等重点募集テーマとして募集し、166行目にあるように、地方から29件の提案

があったこと、179行目には、昨年11月の有識者会議において、引き続き見直しが必要であるとの問題意識から、計画策定等における地方の自主性・自立性の確保について取りまとめがされたこと、9ページ、203行目からは、昨年末の対応方針の閣議決定において、計画策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方について、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行うことが明記されたことを記載している。

10ページ、211行目に(4)として、昨年からの地方からの提案により行った計画策定等の主な見直しを記載している。217行目から①として計画策定義務の廃止を求めたもの、11ページ、245行目から②として既存計画等との統合や一体的策定を可能とすることを求めたもの、12ページ、273行目から③として計画等の内容に係る見直しを求めたもの、298行目から④として計画等の策定に係る手続の見直しを求めたもの、14ページ、349行目から、⑤として計画等の策定期間の弾力化を求めたものについて記載しており、15ページ、390行目からこれらの対応への総括を記載している。

具体的には、①の計画等の策定義務の廃止を求めたものについては、直ちに廃止に至ったものはなかったこと、②の既存計画等の統合や一体的策定を可能とすることを求めたものについては、その旨を明確化する対応が多く得られたこと、③の計画等の内容に係る見直しを求めたものについては、義務的記載事項の簡素化の成果が得られたこと、④の計画等の策定に係る手続の見直しを求めたものは、必要としていた手続の見直し、策定マニュアルの弾力化等の成果が得られたこと、⑤の計画等の策定期間の弾力化を求めたものは、可能であることを明確化する対応が一部得られたことを記載している。

続いて、17ページを御覧いただきたい。420行目から「第2 計画策定等をめぐる課題と論点」を記載している。この章においては、前回の審議を踏まえ、例えば18ページ、459行目からの実質的な義務付けに関する説明の追記、19ページ、484行目のノウハウの蓄積に関する外部委託との関係の明記、また、20ページ、504行目からのいわゆる逆三角形の構造の記載に関して、表題や資料名の修正、具体的な負担内容を明記するなどの点について修正をしている。

21ページを御覧いただきたい。540行目から(3)「見直しの対象とすべき計画策定等の範囲」について記載している。22ページの567行目にあるように、メルクマールにより該当、非該当の判断を行い、見直しの進め方について提言する方式ではなく、見直し対象をできる限り広範に捉え、さらには法令等の位置付けにかかわらず、対象とすべきとしている。

572行目からは、国が地方公共団体に対し計画策定等を求めるという手法が適していると考えられる分野もあるとし、23ページ、580行目から、前回は議論いただいた内容を踏まえ、私人の権利・義務に関わる規制、税制上、法制上の特例措置の前提となるものなどは計画等を必須とする制度が否定されるべきではないとした上で、588行目からは、財政上の特例について、地方分権に親和的な手法等であるケースとそうでないケースの2つの側面があるとし、606行目から昨年の地方提案の実例にも触れた上で、補助金や

交付金の対象となる事業が変更されるたびに計画の変更手続を求め、さらに補助金等の手続も求めるようなケースに関して、そもそも計画等の策定が必要かという点も含めて検証が必要としている。

以上を踏まえ、24ページを御覧いただきたい。607行目から「第3 令和4年地方からの提案募集における計画策定等の見直しの考え方」として、令和4年地方からの提案募集における視点等を示し、これを踏まえ、重点的に募集し、検討すべきとしている。あわせて、内閣府は関係府省に対し、同様の見直しを要請すべきとしているところである。まず、24ページ、616行目に地方からの自由な提案を広く受け付けるべきことを付言する旨、記載している。

619行目から、(1)計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきものについて記載しているが、前回との変更点としては、廃止と統合を分け、ここには廃止を記載し、類似の複数の計画等との統合については、25ページ、644行目からの(2)にある内容及び手続について見直しを求める必要があるものへ移し、660行目に記載している。

この各視点との関連で、25ページの一番下に脚注として、昨年の地方からの提案の中で具体的事例を参考として記載している。

26ページ、665行目から「第4 計画策定等における基本的考え方」を記載している。今後の方向性として、政府の方針として定めるべき基本原則と各府省が留意すべき事項の2つを記載している。このうち基本原則については、680行目に、政府の方針として定めた上で、各府省自ら遵守に努めるとともに、法令上の措置については内閣府においてチェックを行うべきとしている。具体的には684行目にあるとおり、国が地方公共団体に対し、法令上、新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、真に必要な場合であっても、計画等の内容や手続については、地方公共団体の判断にできる限り委ねることを原則とすべきであるとしている。

併せて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他の地方公共団体との共同策定を可能とすることを原則とすべきであるとしている。

27ページ、694行目から計画策定等における留意事項として、既存の計画等に関するものも含めて、計画策定等における全ての国の働きかけについて、制度所管府省において留意すべき事項を記載している。

最後に、715行目には、次回の提案募集の内容の分析、検討等を進め、計画策定における基本原則及び留意事項のさらなる検討を進めるべきであると記載している。

(勢一座長) それでは、議論に入りたいが「第1 計画策定等に関するこれまでの議論の経緯」及び「第2 計画策定等をめぐる課題と論点」の部分について、御意見等を頂戴したい。

(金崎構成員) これから提案の募集に向けていろいろ自治体や各省庁に対してメッセージ等を伝えていくことになると思うが、16ページの410行目以降に、今年の提案募集について、各省庁が前向きに対応してくれたと旨の記述があるが、これは具体的にどういう対応状況だったのか教えていただきたい。

(細田参事官) 夏に、提案募集検討専門部会において、地方団体からの提案への対応について各省庁からヒアリングをさせていただいた際、審議官級など幹部までご出席いただき誠実に対応いただいた。また、その後の文書のやり取りについても各省庁においては誠実に対応いただいております、現場の支障をどう解決していくのかについて基本的に同じ方向を向いて対応していただいているものと理解している。

(金崎構成員) 恐らく国が、地方においてどれくらいの負担感になっているのかが分からないことが問題の根本としてあり、把握するためのきっかけとなるよう地方側からできるだけ広く提案を提出してもらおうということが全ての出発点になると思うので、自治体に対しても、そのような点を伝えてあげると提出しやすくなるのではないかと思います。

(勢一座長) 私も部会で議論をしていて、地域の状況を国側も把握して理解できれば同じ方向を向いて議論できるのであるが、現場の状況は地域によっても多様であるため、国側もこれまで十分把握できていなかった。今回計画策定を重点的に議論していく中で、地方から現状を示していただくことが我々の議論にも資する部分が大いにあったと思ったので、発言の点、ぜひ検討したい。

(大橋構成員) 今回、「はじめに」を追記いただいたが、「はじめに」の10行目から11行目のところで、地方分権改革有識者会議において「自主・自立性の確保について」が了承されるとともに、同会議の下に本ワーキンググループが設置されたと書かれているが、例えば、計画策定等に関わる基本原則について議論することを目的として、などというように、何を目的として本ワーキンググループが設置されたかを書いたほうがいいのではないかと思います。いかがか。

(細田参事官) 指摘を踏まえ、座長と相談させていただきたい。基本的には、本体の中に経緯等も書いているので、「はじめに」については、少し抑えた表記にしているところであるが、相談させていただければと思う。

(勢一座長) 確かに現在の記述だけでは、これまでの経緯を知らずに読んだ人からすると少し唐突な感じがある。後述の記載を見れば分かることではあるが、やや不親切かと思うので、工夫をしたい。

(磯部構成員) 大橋構成員の指摘について、確かに1行ぐらいで何か書いてもいいのではと思った。

第1にある議論の経緯は、事務局でまとめていただいた内容が正確なのだろうと思う。

(4)の提案募集における見直しについては、勢一座長と私は夏の議論に付き合ったが、提案の趣旨に沿った簡素化、マニュアルでの明示、関連するものとの一体化等について、このような対応をしてきたというまとめであると思う。

したがって、第1、第2については、特にコメントはない。

途中で抜けてしまうので、第3、第4について、先にコメントする。24ページ、「第3 令和4年地方からの提案募集における計画策定等の見直しの考え方」において、提案募集において計画策定に関する提案を募集する際にこういう考え方で提案してほしいという自治体に対するものと、それを受け止める省庁に対するものと、その提案を受け止めて議論する専門部会に対するものと、いろいろな見方があるように思えたが、これは専らワーキンググループとしては、有識者会議にこのように見直すべきだということによいか。

(勢一座長) その趣旨である。

(磯部構成員) そうであるとすると、616行目からの記載はあくまで一つの見方であり、この内容に縛るものではないという記載はとても重要である。そのような留保の下、ここに書かれている内容であれば、特段コメントはない。

そして、第4についても、基本的な考え方という方向で書いておられるので、特段コメントはないため、後はお任せしたい。

(勢一座長) いただいた意見を踏まえ、最後は、私のほうで責任を持ってまとめさせていただきたいと思うので、一任させていただいてよろしいか。

(磯部構成員) お願いする。

(勢一座長) そのほかお気づきの点等があれば、事後的にでもお伝えいただきたい。

(原田構成員) 私も途中で抜けるので、第4、27ページについてのみ、コメントさせていただく。表現の問題であるが、698行目からの「計画等に関し」で始まる2つの文章であるが、これは何々に関し、何々について、不要とすることと書いてあって、何が不要なのかがよく分からない、不要であるものの対象が、ぱっと読むと意味が伝わりにくいのではないか。よって、「ついて」ではなくて、例えば「手続は」とかのほうが、不要の対象が明確なのではないかと感じた。

それ以外の点については、非常によくまとめられていると思うので、特に私のほうからコメントはない。時間の関係で、最後まで参加できないので、今後については勢一座長にお任せしたい。よろしく願いしたい。

(勢一座長) 指摘の点も踏まえて、こちらで工夫をさせていただく。

(足立構成員) 各段落の関係と章立てを検討することが大事である。序章の「はじめに」では、第1段落の事務負担の増加を踏まえ、第2段落で、専門部会および有識者会議で議論され、その結果、第3段落のワーキンググループを設けるに至った流れになります。このとき、第3段落で示したワーキンググループの方向性、内容そして結論を最終段落で簡潔に示しまとめてもよいかと思う。また、序章の「はじめに」であれば、結びとしての「終わりに」を書き加えるか、結びがない場合であれば、「はじめに」で結論を少し触れてもよいのではないか。

(勢一座長) 最後の括弧の部分については少し工夫をさせていただきたい。

「はじめに」の全体的な流れ等、あとは指摘のどのくらい書くかということについては、これは事務局とも相談をさせていただきたい。内容と重複しない程度に書くことが必要であるが、「はじめに」を読んだときにクエスチョンマークが多くつくようなものではないと思うので、少し読み手に寄り添う形で工夫をさせていただきたい。「はじめに」があれば「おわりに」があるのではという指摘は、まさにそのとおりだと思う。これも若干事務局とも悩みを抱えており、最後に715行目から2行ほどまとめた文章が入っているが、本来、エレガントにするのであれば「おわりに」があるべきかもしれない。この文書自体、今回の一連のとりまとめではあるが、計画策定に関する議論の終わりではない部分もあるので、実は個人的には「つづく」と書きたい気持ちもあるが、このあたりも少し検討したいと思う。自治体の方に読んでいただくこと、社会の皆様に知っていただくことが大事だと思うので、もう少し考えたいと思う。

(寺崎室長) 本報告については、当然このワーキンググループでお取りまとめいただき、今月28日を予定している親会の有識者会議において、勢一座長よりワーキンググループの取りまとめを御報告いただきたいと考えている。親会の有識者会議での御議論の結果、親会として了承し、親会としての取りまとめという形になれば、より地方側へのアピール度も増すものと考えている。中身は大きく変わらないと思うが、ワーキンググループの取りまとめのものと親会の取りまとめの2バージョン存在することになることもあり得るべしということで御理解を賜れればと思っている。

(勢一座長) この点、御了承いただきたい。

(大橋構成員) 先ほど原田先生が御指摘くださった698行目からの「計画等に関し」という2つのポツについて、最初のポツは「真に必要なものに限定することとし、原則不要とすること」となっており、もう一つのポツの方は「真に必要なものに限定すること」で終わっているが、意味合いに違いがあるのか。最初のポツの方が、不要と求める程度が強いという理解か。

(細田参事官) 然り。

(寺崎室長) 補足だが、御指摘の1点目は、国への関与的なものであるため、「こういったものは不要」というところまで踏み込んで書いているのに対し、もう一つのポツは計画に対する義務的な記載内容や意見聴取の手続についてであるので、最初のほうが原則不要としてより強いものである。もちろん御議論を賜れればと思うが、あえて書き分けているところである。

(勢一座長) 今の事務局の説明について御意見等はいかがか。

(磯部構成員) ニュアンスが違うのだろうと思った。原則不要であるが、仮にやるとしても2つ目のポツはちょっと書きにくい。義務的な記載内容とか意見聴取の手続等について必要なものに限定するのは、要求する事項の量が少ないほうがいいということと思料するが、策定方法が必要なものに限定するとはどういう意味なのか、一つ一つ見てみると具体的に何を指しているのかが分かりにくいと思った。

違うポツにおいて、計画等に関して制度や枠組みを創設あるいは変更しようとする際には、地方公共団体の意見を十分聞くというのがある。十分聞くのは必要だと思うが、提案募集検討専門部会において、関係府省からは、私たちは承知していない、改めてアンケートして実態調査するといったように、提案募集が出ている以上はそれなりの支障があるのだというスタート地点に最初からは立って来ていない。国が計画、制度をつかって求める以上は、制度をつかった国側が自主的に実態を調査等し、情勢を踏まえて適宜見直す、その中で自治体の意見も聞いていく。最初につくるとき、変更するときだけではなく、国が恒常的に見直す視点を持つていくことも重要ではないかと感じた。

(勢一座長) 御意見は有り難く承った。

(寺崎室長) 2ポツ目、700行目に関して、確かに御指摘のように策定方法と裸で使っていると分かりにくいという観点もあるので、表現ぶりは工夫する必要があると気づいた。

(勢一座長) 原則は計画策定を自治体側がするので、自治体側が一番望ましいと思う方法や手続を使えるというのが分権としてはあるべき姿だと思う。義務的な記載内容や策定の方法を必要以上に定めるのはいかがなものかという部分になるため、紛れのないように表現も書き方も工夫をさせていただく。

もう一つ御指摘があった地方公共団体の意見を十分に聞くという部分について、当初の問題意識は、現行の制度や体制に地方公共団体の意見を聞く機会がなく、計画策定などが決まってしまうことだと認識しているが、今の御意見は、もう少し強い要請というか、制度的に意見を取り入れながら進めていく体制を望むものと理解した。

(金崎構成員) 今回、実効性のところが全く触れられていないが、実効性については最後の2行に含めているのか。この時点で実効性の話というのはどのように整理しておくのか、押さえておく必要があると思料する。

(寺崎室長) 実効性というご指摘は、原則などをつくった後、どう守らせていくかということか。

(金崎構成員) 第4のところは今後の話だと思うが、今後の話で基本的な考え方の原則、留意事項をつくった上で、それをどうやって各省庁に守ってもらうのかというところはペンディングになっているのか。それとも、磯部先生がおっしゃったように考えなければいけないのか。

(寺崎室長) 前回いろいろ御議論、御意見賜り、第4のチャプターは話を大きく2つに分けた。まず、基本原則と書いてあるところは政府の方針として定めて、具体的には閣議決定等をイメージしているわけだが、これについては各府省自らが守る、自己チェックをすること。さらには、法令上の場合には法令協議等がかかりますので、私ども内閣府のほうでチェックを行うべきという趣旨で、この基本原則について、すなわち26ページの下のほうに書いてある。一方、留意事項というのは、閣議決定まで書かないにせよ、ワーキンググループの取りまとめとしての問題提起なので、実効性の担保をどうするかというのは、正直難しいと思料する。言うなれば、閣議決定等で明記しない限り縛る効

果が出てこないということである。

さらにもっと言うと、法令上のものは内閣府でも第三者チェックできるが、法令を伴わないものは、先ほどの基本原則においても、各省における自己チェックを徹底いただく以外は難しいと思料する。さらに、議員立法になると、ここの規則の範囲が及ばない可能性も出てくるという理解である。

(金崎構成員) 今おっしゃったような現状は、これまでの2次勧告、3次勧告のメルクマールも基本的にそういう形でやられてきて、今後もこれを閣議決定したとしても、幅は広がるが、チェックの仕方は今までと同じような形というイメージか。

(寺崎室長) これまで勧告されたもの、義務付け・枠付けについてのメルクマールは、我々は今でも遵守をし、様々な法令協議をやっている。今回、計画策定等について、さらにこの26ページに書いてあるような基本原則を仮に政府の方針として決定されれば、さらにそれに加えた形でチェックをしていくということになるというイメージである。

(金崎構成員) 令和4年の提案募集自体は重点的ということだが、今後は如何。

(寺崎室長) 提案募集につきましては、毎年基本的に行われるものと、今後も継続して行われるものと考えているが、令和5年以降について、重点テーマにするかどうかはともかくとして、計画策定等については、このときのルールに則らない御提案を地方から寄せられることは十分考えられることから、継続的に地方側がチェックをしていくということは、提案募集制度を通じてのチェックの対象となることになろうかと思う。

(金崎構成員) せっかく幅を広げているので、今後守ってもらうための方向性みたいなものも併せて、地方側にも、各省庁側にも出せるとメッセージ性が強まるのではないかなと思った。

(勢一座長) 実効性をどう担保するかについて、事務局側が想定しているのは、基本原則に関して閣議決定等を通じて各府省が自ら遵守に努めるとともに、法令上の措置については内閣府側で責任を持って確認することで実効性を担保するという認識である。

ただ、先程の指摘の中には、計画策定の状況が本当にそのような実態になるのかということだと思う。それは、各府省自らがチェックをし、内閣府がチェックを行うだけではなく、地方の実態に応じた運用が常に行えるような体制にすることが重要である。従って、社会状況や制度状況が変わったときに、それを的確に各府省側が把握することが担保として必要であるかということ、恐らくステージが異なる論点だと思う。

両方大事であるが、まずは基本原則のところでも国側の体制を確保してもらうこととし、地方が現場を回していく中で、配慮をするべきことを留意事項に記載し、それを適宜参照するものとするが、内閣府との関係だけではなく地方との関係もあるということを留意事項のところでも十分担保できるような表現ぶりが必要なのかもしれない。

(金崎構成員) 各省庁の政策手段としての計画というのは、各省庁がPDCAサイクルを回していくべきものであるが、手段としての計画そのもののPDCAサイクルは、恐らく自治体を巻き込まないと適切に行えないと思うので、提案募集を通じてということかもしれ

ないが、自治体という現場からの意見をフィードバックするような検証の仕方を、これからも意識しておくべきなのではないか。

(勢一座長) そのような趣旨でこの事項が加わっているということは、先程の発言で丁寧にご説明いただいたので、議事録に残ることから、その趣旨が十分ここに入っているということも含めて確認できるため、ありがたい。書き方については、今後、事務局と調整をさせていただきたい。

第1、第2については一通り発言をいただいたので、この後は第3、第4について意見を賜りたい。

(足立構成員) 26ページの665行目以降の「計画策定等における基本的な考え方」への要望先は各府省に対してだが、第1、第2、第3の章については、地方公共団体への要望であることから、議論が複雑になることが懸念されるがいかがか。

(勢一座長) 名宛て人が誰かというところは、我々の作業は親会議に対して、計画策定について進めるべき方向性の意見を申し上げる形になる。この文書自体が地方公共団体宛てや国の府省宛てに、という趣旨ではないので、その部分が統一感のある内容になっていないということが指摘の原因かと思う。

むしろ我々としては、どのような方針で進めるべきであるかということ、第3、第4でそれぞれに示すということであり、名宛て人は有識者会議ではあるが、書く内容は、第3は有識者会議の下で行う提案募集に対してどのような方針で進めるべきかということ、第4は提案募集だけにかかわらず、計画策定一般についてどのような考え方の下に今後進めていくべきかということを示している。これらがそれぞれの項目という位置付けになっているので、統一した名宛て人という趣旨とは若干書きぶりが違うということかと思う。

その上でなお気になる部分があれば、文章表現を工夫いたしたいと思うので御指摘をお願いする。

(足立構成員) 当該ワーキンググループでは、現在の計画策定の整理に留まらず、同じような状況に将来も生じないように議論をしてきた。将来を見据えた見解についても加筆してもよいのではないか。

(勢一座長) 「はじめに」を含めて全体の流れとして趣旨が十分読み取れるように工夫をしたいと思う。それ以外の部分について、ぜひ先生方の御意見を頂戴したいと思うが、いかがか。

(金崎構成員) 第3は廃止すべきものと内容手続について見直しを求める必要があるものと分けて整理をしているが、(1)の(オ)に、「計画の策定をすることで得られる効果と比べて、人員や予算上の負担が大きくなっているもの」とあり、恐らくこれが一番多いのではないかと思われる。実際に提案の中でも廃止という結論がすぐに出たものは今年もなかったということであるが、手続とか内容を見直すことによって人員とか予算上の負担を軽減するというものが実際は多いのではないかと思う。(オ)のところは

もう計画が要らないほどに効果がないというものであり、効果は一応あるが、人員や予算上の負担が大きいからそこを小さくできるようなものというのは、(2)のほうで提案したいときに(1)の(オ)のような視点が見えないため、そこを少し補足してもいいのではないかと。

(細田参事官) 策定そのものに多大な予算を要するといった内容について、知事会の研究会等でも指摘があったので、(1)にまず書かせていただいております。実際上はこの内容、手続に関して負担が伴っているものというのが実務上多いものであり、こちらにも書かせていただいているということである。

(寺崎室長) 補足すると、先程の御指摘に関して、策定そのものが負担になっており費用対効果としておかしいのではないかとというのが、(1)の(オ)の部分に該当するが、内容手続についても当然、費用対効果の観点からおかしいというものもあると思う。今回御覧いただいた子ども・子育ての関係のアンケート調査が最たるもので、あれはまさしく策定手続に関するものであり、地方が自主的に行うことを認めてくれればいいということで今回解決をしたわけであるが、費用対効果の観点でアンケート調査を膨大にやるよりも、自治体独自のやり方を認めてほしいという声があったというのは、この(2)のほうでいけば、事前調査などを自主的な判断で行えば、費用対効果もぐっと下がるということで(イ)で読めるのではという意味で、あえて書いていないという理解でいる。

ただ、もちろん1つの項目として書くという議論があり得れば、あり得べしだと思うが、趣旨としては、計画策定そのものについては、費用対効果として(1)の(オ)で書いているが、内容、手続については、ほかの自主的という判断の中で読めるのではないかとという意味で(2)には入っていないという整理をしている状況である。

(金崎構成員) 人員や予算上の負担が大きいので、計画を策定する意味がないのではないかと自治体として考えるものが(1)で、内容等が義務付けられているから負担が大きくなっている、自主的にそれを行うことで負担が軽減できると考えるものは、全部(2)という整理で理解した。

(細田参事官) そのように理解している。

(勢一座長) (1)と(2)は、関連してくるところがあるので、これは(1)だ、これは(2)だと必ずしも決めがたい部分はあると思うが、それは計画というものが多様であるので、いろいろなものが関わってくるのかと思う。ここで議論した検討すべき事項が十分に反映されているかどうかについてぜひ御確認をいただければと思う。

(大橋構成員) 手続、内容の見直しの(2)のところ(ア)から(カ)まで挙げておられるが、デジタル化関連で省力化できたりするというような内容は、ここに挙げておなくてもいいのだろうか。国が一般的に排除すべきだという内容は、710行以下で出ているが、自治体側の見直しの視点としてデジタル化による省力化や効率化といったものを入れてもいいのではないかとと思うが、いかがか。

(勢一座長) デジタル化に関して、既存のもので十分読めると考えるか、それともやはりデジタルは用語として特出しをするほうが提案に資すると考えるか、いかがか。せっかく意見が出たので、ほかの先生方の御意見も頂戴できればと思うが、いかがか。

(原田構成員) 大橋先生のおっしゃる問題意識は共有しているが、その場合にこの(ア)から(カ)までのところに並べるとかえって問題を小さくしてしまうかもしれないという気がしており、確かに今、710行目で書いてあるが、これは閣議決定の外だということで、重要性が落ちているようにも聞こえたので、デジタルの関係でも第3のところには何か対応するような文章を、箇条書きのレベルではなくて総括的なところで入れておくということは考えられるのではないかと思った。

(勢一座長) 個別の箇条書きではなくというところ、恐らく(1)と(2)と両方デジタルと関わってくる部分があるかと思うので、そういう選択肢は十分あり得るのかなと思ったが、ほかの先生方はいかがか。このワーキングの取りまとめということになるので、皆さんの御意見を伺いたい。

(金崎構成員) 恐らく今の整理の中だと数量を把握することが目的であったり、あるいは自主的に任せられればデジタルを使ってできるということだと整理されていると推察できるので、勢一先生がおっしゃったように、最初の第3のここまでの検討を踏まえるというところから(1)に行くまでの間のところで、何か社会環境の変化の一つとしてデジタルが入っていると、視点としては出ると思う。

(足立構成員) 社会環境の変化も踏まえますと、デジタルの技術向上による影響は、先が読めない。量的業務量の削減に加え、デジタル化は組織編制にも影響を与えることが考えられる。例えば、徴収業務が一つとっても税徴収と社会保険料の徴収を一括して対応することも可能になる。そうなりますと組織体制も変わる可能性がある。

(勢一座長) 足立先生の御意見としても、デジタルのことは第3でも触れておくほうがいいという御意見でよろしいか。

(足立構成員) 然り。デジタルの影響は大きいので総括でとらえたほうがいいと思います。

(勢一座長) このワーキングの議論では、デジタルが一つ特徴的なキーワードになると思う。皆さんの御意見を伺うと、デジタルだけではなくて、やはり社会環境の変化とかその他の最新の技術の活用など、地方自治体のそれぞれの状況に応じた手法が活用できるようなことを前提に計画策定そのものをしっかり見直すという方向性になるのかとも感じた。

事務局から何か意見はあるか。

(寺崎室長) デジタルは、岸田内閣における最優先課題であるので、我々も非常に重要なポイントであると考えているが、現時点ではまず20ページの500行目辺りのパラグラフが、最初に出てくる頃より問題認識としてのデジタル化の話がまずここで総論的に出てくる。もう一つ、御案内のとおり27ページの710行目のところに、これは留意事項の

ところでまたデジタルが出てくる。今御議論になっているのは、第3の地方から提案募集をする際の観点でのデジタル活用ということであるので、地方側が分かりやすい表現で視点を示す必要がある。地方側から見たときにデジタルとは何なのか、端的にはオンライン化して何かデータを吸い上げればよいようなものというのは既に(1)の(ア)とか(イ)に該当すると思うので、どう書きぶりを入れるか座長に御相談したいと思う。

(勢一座長) 皆様からいただいた御意見を尊重して修文をさせていただきたい。提案募集は、地方団体の現場からどのようなものを任せてもらえると自分たちが適切にやれるのかという観点から、計画の在り方そのものを問うてもらう場ではあるので、デジタルなどの意識を持って計画を考えていただくという意味では、メッセージとしては重要なポイントになろうかと思う。

そのほか御意見はないか。第4のところは、先ほど先取りで第3の前に議論させていただいたので、こちらの取りまとめの内容については、議論をここでまとめにしたいと思うが、よろしいか。

(「異議なし」と声あり)

(勢一議員) 最後に、本日の議論全体を通して何か御意見ないか。取りまとめの最終回であるため、何かお気づきの点があれば、お願いしたい。

(「異議なし」と声あり)

(勢一議員) 議論が一段落した。構成員の皆様には、活発な議論をいただき、大変有り難く、お礼を申し上げる。

それでは、本日いただいた御意見を踏まえ、ワーキンググループの取りまとめとさせていただきたい。今後の作業については、座長である私に一任をさせていただければと思うがよろしいか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、事務局と相談をしながら、必要な修正を行い、ワーキンググループの取りまとめとさせていただきたい。

取りまとめについては、先ほど室長から御紹介があったとおり、次回の地方分権改革有識者会議において私から御報告をさせていただく。本ワーキンググループの取りまとめをどのように扱うか、位置づけについては、有識者会議において判断いただくものと考えている。その意味では、取りまとめの(案)が取れるのは、有識者会議の御判断をいただいてからということになることを、各構成員の先生方にも御理解いただきたい。

先生方には、これまで4回にわたり大変に熱心な御議論を頂戴した。円滑な審議への御協力、そして熱い思い、心から感謝申し上げます。

最後に、事務局から何かあるか。

(寺崎室長) 最後に、寺崎より御礼と今後の道行きについて若干補足をさせていただく。

昨年11月から4回にわたり、先生方、大変お忙しい中日程をやりくりしていただき、このワーキンググループの御審議を賜りましたこと、まずもって厚く御礼を申し上げます。

おかげさまで、親会から与えられたミッションをこのような形でしっかり果たしていただき、私どもも大きな示唆を得た。本当に御礼を申し上げる。

今後の道行き、先ほど座長からもあったように、今月28日の有識者会議、親会に報告いただいた後、令和4年の地方からの提案募集が早速開始されることになる。既に地方3団体からは、今回示されている視点、これはホームページなどで公表されているものを見て我々も御意見を賜っているところであるが、できる限り分かりやすく地方に示してほしいと。その中で例示を多用するとか、小さな団体でも手を挙げやすいように、提案しやすいような工夫をお願いしたいということも言われているので、またこれは座長とも御相談しながら、事務局で具体的提案募集に当たって、今回お取りまとめいただいた第3のチャプターをよりディスクライブするような形で、例えばポンチ絵にするとか、過去の見直し例をつけるとか、そういった加工をさせていただきたいと思っている。個別に先生方にお集まりいただく機会は今中々ないかもしれないので、その点御了承いただきたい。

その上で、さらにその後、計画策定に関して様々な地方からの提案が出てこようかと思っている。大体3月から6月にかけて提案をいただくことになっており、7月の親会で今年の重点をどうするかという取りまとめになるかと思っている。その段階では必ず計画策定においてどのような提案がなされているかということについて、このワーキングの先生方にもフィードバックをさせていただきたいと考えている。また折に触れて、先生方の御知見を賜りたい機会もあると思うので、これで終わりということではなく、引き続き御指導賜りますようお願い申し上げ、私からの御挨拶とさせていただきます。  
(勢一座長) 引き続き、皆様と御一緒に勉強し、議論させていただける機会を楽しみにしている。

以上をもって、本ワーキンググループは閉会とする。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)